

部落差別を考えるための学習資料

何が差別か、皆で考えよう ～ 部落差別解消法施行によせて ～

平成28年12月に「**部落差別の解消の推進に関する法律**」が施行されました。

この法律は、「部落差別は許されない」との認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

今もなお、部落差別により結婚が妨げられるなど、偏見に基づく差別が存在し、インターネット上に差別を助長するような情報が掲載されるといった問題も発生しています。

この学習資料は、私たち一人ひとりが自分の問題として考え、「差別をしない、させない」という意識を持って行動するために、何が差別かを皆で考えるきっかけとなることを願い作成したものです。



平成29年（2017年）6月

公益社団法人鳥取県人権文化センター

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って生きられる、差別と偏見のない社会をめざして

- 「部落差別は許されない」ものであり、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に施行されました。
- 残念ながら、現在も一部ではなお、部落差別により結婚が妨げられるなど、偏見に基づく差別が存在し、さらには、インターネット上に差別を助長するような情報が掲載されるといった問題も発生しています。
- 一般に、差別による人権侵害を受けても、差別被害を訴えるという行為は容易でないとされます。差別を受けた側が自己喪失感や無力感を感じてしまい、更なる被害を恐れて声を上げられなくなることもあり、差別の実態を見えづらくしていると考えられます。
- この学習資料では、部落差別に関わる数例の判決を事例として掲載しました。裁判所の判断は、個別のケースによって変わりうるものです。何が差別かを一律に決めることには、難しい問題がありますが、これらを参考として、改めて何が差別か、自分自身ならどう行動するかを考えていただきたいと思います。
- 差別をなくしていくためには、一人ひとりが自分の問題としてとらえ、「差別をしない、させない」という意識を社会で共有し、行動することが大切です。この学習資料がその第一歩となれば幸いです。

※用語について

「同和地区」、「被差別部落」の表記については、法律、裁判例や法務省の説示に記載されている用語に沿って使用しています。



部落差別に関わる裁判の判決事例

ケース1 身元調査について

- あなたは、自分自身や家族の結婚などにあって、相手方の出身地や家柄を調べますか？ 調べるとすると何のために調べるのでしょうか？

【参考事例①】 興信所結婚差別身元調査事件

《事例のポイント》

○身元調査等を営業目的とする法人が、結婚に関する報告を依頼者にする場合に、**部落出身を理由として他の者と区別した報告をすることは、社会的身分による差別であり、許されない。**(損害賠償額50万円を認定)

1 事件の概要

◆当事者

(原告) A (Bと婚約していたが、身元調査報告をきっかけに婚約破棄をされた。)
(被告) 会社C (身元調査会社)

◆事件の概要

- AとBは親しく交際を続けるうちに婚約し、結婚式の時期を決め、結納金等を交わっていた。
- その後、Bの両親は、身元調査等を営業目的とする株式会社Cに、Aの身元調査を依頼し、会社Cは結婚調査報告書をBの両親に送付した。
- その報告書の血統及び家柄欄には、「本人方は同部落の中心地に代々居住しており、種族平等の現在これを云々することには疑問はあるが、家柄としてはやや考慮の余地があるものと思われる。」と記載されていた。
- Bとその両親は、報告書にAが部落出身者である旨が記載されていることを知るや、婚約を破棄すべきであるとの結論に達し、Bの父がAに報告書を手交して婚約破棄をほのめかし、その翌日、Aの両親あてに手紙で婚約破棄を通告した。

◆裁判所の判断

【大阪地裁】

- 身元調査を営業目的とする法人が、結婚に関する身元調査の報告を依頼者に報告する場合において、部落出身を理由として他の者と区別した報告をすることは、社会的身分による差別であり、許されない。
- 調査報告は、広く社会一般に流布するものではないが、その内容が真実であったとしても、原告の結婚について機会均等を奪い、社会的身分による差別的取扱いをしたものであり、原告の名誉を毀損したものと認めるのが相当。

【大阪高裁】

- 憲法14条の法の下での平等の原則は、直接には国家機関が国民に対し不平等な取扱いをすることを禁止しているものだが、本条項の精神は国家機関以外の私人が他人に対し差別的な取扱いをすることを禁ずることによってはじめて完全にいきわたるもの。
- 身元を調査していわゆる部落出身者たることを依頼者に報告する行為は、本条項の精神に反するものであって、公の秩序に反し、違法たるを免れない。
- 事実調査に基づく報告によって名誉が毀損されたのであるから、このような不法行為たる報告まで憲法21条（表現の自由）、憲法22条（職業選択の自由）によって保障されているものとは到底解されない。

【最高裁】

- 会社Cの上告を棄却。（高裁の判断を支持）

◆裁判年月日

- ・大阪地方裁判所 昭和48年（1973年）4月3日判決
- ・大阪高等裁判所 昭和48年（1973年）10月24日判決（控訴棄却）
- ・最高裁判所第二小法廷 昭和50年（1975年）4月4日判決（上告棄却）

【参照法令等】

○日本国憲法

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2～3 略

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 略

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

○民法

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 この事例から考えてみましょう

- この事例では、興信所等が身元調査をして、「部落出身を理由として他の者と区別した報告を依頼者にすることは、社会的身分による差別であり、許されない。」と判断しています。
- それでは、個人が自分や家族が結婚しようとしている相手の現在や過去の居住地、出身地が被差別部落かどうかを本人以外の者から聞き取るなどして、自分自身で調べることは差別にあたるでしょうか。また、それは差別意識のあらわれと言えるでしょうか。
- 鳥取県では、過去5年間で同和地区の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがある人が18.6%います。また、その差別的な発言や行動の8割（80.1%）は、地域や職場、学校、家庭内など、日常の身近な場面で行われたものです。

[鳥取県人権意識調査（平成26年5月調査）結果報告書より]

- 最近では、個人がインターネット等で自由に情報を発信できるようになり、また、さまざまな情報を気軽に、簡単に得られるようになりました。ところが、このネットを通じて、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案が発生しています。
あなたは、「知ること」「知らせること」の責任についてどう思いますか。
ある人を差別や偏見にさらしかねない情報を知った場合、どのような意識や態度が必要だと思いますか。



ケース2 結婚相手に対する家族の言動について

- 被差別部落出身者と被差別部落の出身でない2人が結婚しようとしており、あなたがその2人の家族や親戚であった場合、あなたはこの結婚をどう受けとめ、どのように行動しますか。

【参考事例②】 結婚差別事件

《事例のポイント》

○夫の兄夫婦の部落差別意識にもとづく言動が、夫の差別意識を醸成し、結婚を破綻に導いた。夫の責任はもとより、夫の行動に影響を与えたことについて、夫の兄夫婦の不法行為責任も併せて認め、共同不法行為の成立を認定した。（損害賠償額700万円を認定。）

1 事件の概要

◆当事者

（原告）X（Aと結婚したが、その後Aは家出して行方不明）
（被告）A、Aの兄姉ら

◆事件の概要

- 高校時代から交友関係のあった原告XとAは、再会後、婚姻を誓う仲になり、結婚式の具体的な時期も決定していた。しかし、Xが被差別部落出身者であることを知ったAの兄Bの妻Cが、AあてにXが被差別部落出身であることを理由に、XとAの婚姻に反対する旨の手紙を送ったことを皮切りに、Aは婚姻に消極的な姿勢を見せ始めた。そして当日、Aは結婚式に出席せず、新郎の役をAの兄Dがつとめるという事態にいたったものの、AとXの婚姻届は提出された。
- その後、原告Xは、何度か法務局に結婚差別事件として救済申立をし、法務局に指導してもらって結婚生活を継続したが、AはXと正常な夫婦生活を送ろうとしないまま8年あまりを過ごし、その後、出奔し行方不明になってしまった。
- 原告Xは、夫Aが家出して結婚生活が壊れたのは、夫Aの兄Bらの差別意識が夫婦の仲を割いたためだとして、夫Aとその兄Bらを相手取り、離婚と慰謝料の支払いを求めた。

◆裁判所の判断

【岡山地裁】

○夫Aについて、原告Xが被差別部落の出身であることが少なくとも一つの、しかし相当重要な理由となって、夫としての協力義務を尽くさず、最後には家出をして行方不明となったもので、「悪意の遺棄及び婚姻を継続し難い重大な事由」に当たるといふべきであり、その不法行為によりXが受けた精神的苦痛に対する慰謝料（700万円）を支払うよう命じた。

【広島高裁】

○夫Aについて、結婚開始前にAの周囲の部落差別意識に基づく影響を受けて醸成された差別意識が極めて深刻で、それが解消されないまま結婚後も持続し、ついには家出して行方不明の状態になり、結局婚姻を破綻させた結果、Xに多大の精神的苦痛を与えたものと認定し、地裁判決と同様に慰謝料（700万円）を支払うよう命じた。

○夫Aの兄Bの妻Cが、婚姻前にAに出した手紙が、①部落差別意識に基づき、結婚に反対の意思を表明したにとどまらず、その結婚により自己の身内の者の世間体や評判が傷つくことなどを強調して、Aに対して結婚の翻意を強く迫るものであり、それ自体がXの名誉を毀損する違法なものであること、また、②この手紙の差し出し行為がAに対し、深刻な部落差別意識を醸成させ、以後、差別意識が中断なく持続して、Aの結婚生活破綻に至る一連の行為を起こさせたことを認定した。

○また、夫Aの兄Bは、その妻Cの手紙が法務局に人権問題として取り上げられた際に、Xに対して金銭による解決を持ちかけ、これが受け容れられないと知ってAを強く殴るなどの行為が、Aの部落差別意識の醸成と持続に強く影響していると認めた。

○そして、結婚前から結婚後を通じて、夫Aの兄Bとその妻Cの言動が、Aに対し、深刻な部落差別意識を醸成させた。これらの行為は婚姻関係破綻の結果との間に相当因果関係がある。よってB、Cは、Aと原告Xの婚姻破綻について不法行為責任を免れないとし、Aとの共同不法行為者と認定したうえで、連帯して700万円の損害賠償を命じた。

【最高裁】

○夫Aの兄夫婦B、Cの上告を棄却。（高裁の判断を支持）

◆裁判年月日

- ・岡山地方裁判所〇〇支部 昭和61年(1986年)5月20日判決
- ・広島高等裁判所△△支部 平成元年(1989年)4月27日判決（控訴 一部変更）
- ・最高裁判所第一小法廷 平成元年(1989年)11月30日判決（上告棄却）

【参考法令等】

○民法

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(共同不法行為者の責任)

第七百十九条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2 行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

○人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）

(趣旨)

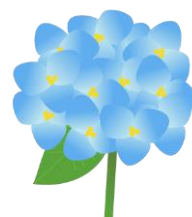
第1条 この規程は、法務局及び地方法務局において行う人権侵犯事件（以下「事件」という。）の調査及び処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事件の調査及び処理の目的)

第2条 事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずるほか、関係者に対し人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発（以下「啓発」という。）を行い、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とする。

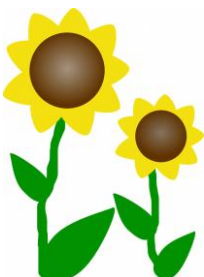
※法務局人権相談電話：

みんなの人権 110 番（0570-003-110）、女性の人権ホットライン（0570-070-810）、
子どもの人権 110 番（0120-007-110・フリーダイヤル）



2 この事例から考えてみましょう

- この事例では、家族、親戚などの周囲の差別意識に基づく言動が、当人の結婚生活を破綻に導いた場合に、当人だけでなく、結婚生活の破綻を招いた周囲の言動を不法行為と認定しています。
- この事例に登場する家族や親戚は、差別意識に基づいて何を守ろうとしたと思いますか。また、その結果、何を得て何を失ったと言えるでしょうか。
- 被差別部落出身者と被差別部落の出身でない2人が結婚しようとしており、あなたがその2人の家族や親戚であった場合、あなたはこの結婚をどう受けとめ、どのように行動しますか。相手方の家族や親戚には、どのように対応してほしいと思いますか。
- もし、あなたが部落差別意識によって家族や親戚に結婚を反対されたり、結婚後の生活に差別的な干渉をされたりしたら、あなたならどう対応しますか。



法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

● せんしょうご 賤称語を用いた連続差別落書き事案（平成 20 年）

市の担当者から、市内の立て看板等の十数か所に賤称語を用いた差別落書きがされているとの通報があり、法務局が調査を行った事案である。

調査の結果、相手方は、市内の特定の地区を中心とした地域内の立て看板、電柱、道路標識支柱等に不特定多数の者が視認しうる状態で、特定の個人名等と併せて賤称語を用いた落書きを行った事実が認められた。そこで、相手方に対して、本件行為の不当性を強く認識し、自戒するとともに、同和問題に関する正しい理解と認識を深め、二度と同様の人権侵害行為を行うことのないよう勧告した。（措置：「勧告」）

● 同和地区出身であることを理由とする差別（平成 26 年）

同和地区出身であることを理由として交際相手の両親から結婚に反対されたとの申告を受け、調査を開始した事案である。

法務局が交際相手の両親から事情を聴取したところ、申告者が同和地区出身であるため結婚に反対していると認めたため、法務局は交際相手の両親に対し、啓発資料を用いて同和問題に対する理解を深めるように働きかけ、また、同和地区出身であることを理由に結婚に反対する旨発言したことは不当な差別であり、申告者の人格を傷つける人権侵害であるとして、今後は同和問題に対する正しい理解を深めるよう説示した。（措置：「説示」）

<参考文献>

- ◆ 『戦後 部落問題関係判例 解説編』 1995年 解放出版社
- ◆ 『平成28年度版 人権の擁護』 2016年 法務省人権擁護局
- ◆ 『鳥取県人権意識調査結果報告書（平成26年5月調査）』
2015年 鳥取県



編集・発行

公益社団法人鳥取県人権文化センター
〒680-0846 鳥取市扇町21番地
鳥取県立人権ひろば21 “ふらっと” 内
電話 0857-21-1712
ファックス 0857-21-1714
電子メール t-jinken@tottori-jinken.org

協力 鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課